

1. 管理栄養士の養成（卒前教育）

(1) 管理栄養士養成の経緯¹⁾

わが国の栄養士の育成は1924年に初代の内務省栄養研究所（現国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所）初代所長の佐伯矩博士が栄養の実践的指導者養成を目指して私立の栄養学校を設立したことに始まる。国家資格としては1945年、栄養士規則が公布され「栄養士」が正式に誕生し、1947年に新憲法下における栄養士法が制定された。1962年に同法の一部が改正され、より複雑困難な業務を担う「管理栄養士」が誕生した。

現在の管理栄養士は2000年に同法が一部改正され、登録制から厚生労働大臣免許制となった。栄養士は管理栄養士と異なり都道府県知事免許となっている。栄養士法第一条一項において栄養士は栄養の指導を業とする者とされているが、管理栄養士は同二項に「傷病者に対する療養のため必要な栄養の指導、個人の身体の状態、栄養状態に応じた高度の専門的知識及び技術を要する健康の保持増進のための栄養の指導」など上述の複雑困難な業務の例が示された。このようなことから管理栄養士は医療介護や保健分野等で個人や集団を対象とした栄養指導や栄養管理、栄養士は施設での給食等に就く者が多くなっている。

(2) 管理栄養士の免許制度と免許試験制度

管理栄養士国家試験受験資格を得るには2通りの方法がある。第一は修業年限が4年の管理栄養士養成施設（以下養成施設）を卒業した場合である。そのほとんどは4年制大学で、一部4年制の専門学校が含まれる。第二は2～4年制の栄養

士養成施設を卒業して、所定期間（3～1年以上）の実務（栄養の指導）に従事した者が受験できる。栄養士養成は短期大学、大学、専門学校など様々である。2017年、第31回管理栄養士国家試験²⁾では19,472名が受験し、10,622名が合格し、合格率は54.6%であった。そのうち養成施設卒業者は9,057名、栄養士養成施設卒業後の実務経験者が1,565名であった。養成施設数³⁾は2000年に40施設だが、同年の栄養士法改正による大臣免許化を契機に急増し、2016年度には140施設に上り、入学定員は10,965人を数える。設置者別には国公立大学が20、私立大学113、専門学校（4年）7施設である。国家試験合格者数は、2000年当時4,000名台が、養成施設増加に伴い近年は8,000～10,000人に達している⁴⁾。女性が圧倒的に多いが、男性も少なくない。

(3) 管理栄養士養成における文部科学省と厚生労働省の役割

養成施設の所轄官庁は厚生労働省であるが、学校教育法に定める学校では文部科学省の管轄である。従って厚生労働大臣と文部科学大臣双方から指定を受ける。学校以外は厚生労働大臣のみの指定となる。

(4) 管理栄養士養成カリキュラム

2000年の法改正時の養成カリキュラムの改正⁵⁾にあたっては、(1)管理栄養士が果たすべき多様な専門領域に関する基本となる能力を養うこと、(2)管理栄養士に必要とされる知識、技能、態度及び考え方の総合的能力を養うこと、(3)チーム医療の重要性を理解し、他職種や患者とのコミュニケーションを円滑に進める能力を養うこと、(4)公衆衛生を理解し、保健・医療・福祉・介護システムの中で、栄養・給食関連サービスのマネジメントを行うことができる能力を養うこと、

^{*1} Registered Dietitian

^{*2} Tatsushi Komatsu 公益社団法人日本栄養士会代表理事会長

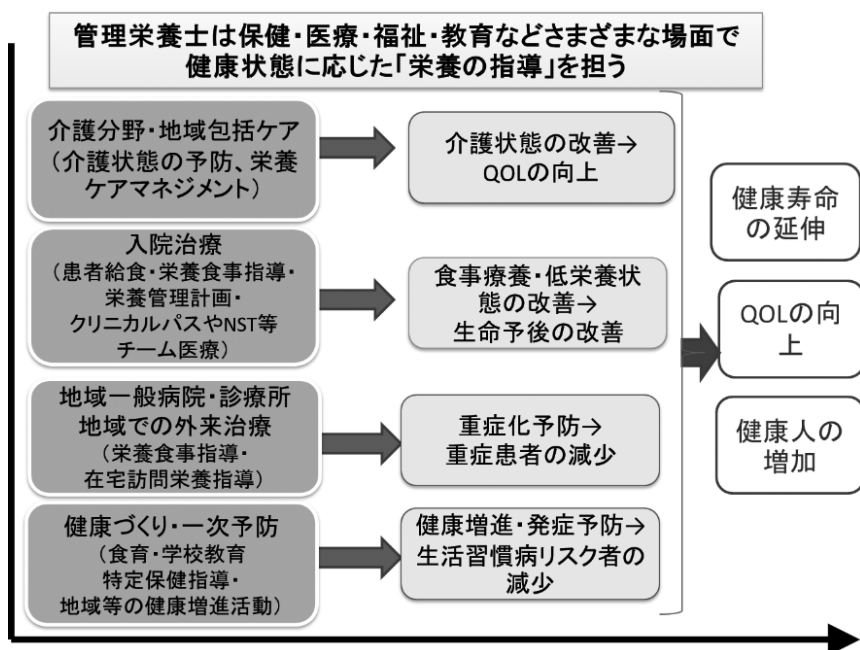


図 管理栄養士の職域

(5)健康の保持増進，疾病の一次，二次，三次予防のための栄養指導を行う能力を養うこと，が基本的な考え方とされた。

これらを踏まえ，管理栄養士の専門性を高めるために，基盤となる「専門基礎分野」，専門的な知識や技術を修得する「専門分野」に大別された。「専門基礎分野」については，「社会・環境（人間や生活）と健康」「人体の構造と機能，疾病の成り立ち」「食べ物と健康」の3領域を位置づけた。「専門分野」については，管理栄養士としての専門分野として必要な「基礎栄養学」「応用栄養学」「栄養教育論」「臨床栄養学」「公衆栄養学」「給食経営管理論」を位置づけた。いずれの教育内容においても，栄養評価・判定に基づいた企画，実施，評価の総合的なマネジメントを行う能力を養うという基本的考え方に基づき教育目標が設定された。

さらに，「実践活動の場での課題発見，解決を通して，栄養評価・判定に基づく適切なマネジメントを行うために必要とされる専門的知識及び技術の統合を図る」ことを教育目標に，病院などでの臨地実習が必須とされた。

2. 管理栄養士の職域

管理栄養士の職域は医療・介護施設をはじめ，福祉施設，事業所，自衛隊，更生施設，学校，保育所，大学，国の省庁，都道府県庁，保健所，市町村保健センター，健診機関，給食会社，スポーツ関係，食品や薬品メーカー，薬局等多岐にわたる。特に近年は，医療や介護施設において管理栄養士が他職種と連携した栄養サポートへのニーズが高く，チーム医療の重要なメンバーとして活動している。さらに高齢化が進行し，在宅医療・在宅介護が推進される中で，食欲低下や誤嚥が原因となった低栄養，サルコペニアによる筋力低下，実施困難な慢性疾患療養に必要な食事療法など食生活の自律・自立に支障をきたすような栄養課題を抱える人々が増加しており管理栄養士へのニーズが顕在化している。

3. 管理栄養士の生涯教育（卒後教育）

(1) 卒後教育の考え方

卒後教育は卒前教育と連続性をもって進める必要がある。日本栄養士会では新しい生涯教育制度

を平成26年4月よりスタートさせた⁶⁾。生涯職能開発(Continuing Professional Development)をサポートできる生涯教育制度とした。生涯教育制度では経験年数によるコンピテンシーモデルを設定し、専門職としての基本コンピテンシーを確立させるための教育を導入した。すなわち管理栄養士の固有業務を栄養士法から正しく学ぶとともに職業倫理観に基づいた態度や行動を促すこととした。さらに、標準化された栄養ケアプロセスの活用、そして対人業務の遂行のために必要な行動科学の応用などを含めて基本研修として必須化した。これに職域ごとの基本的なスキルを身に付ける実務研修を加えて、基幹教育とした。所定の単位を取得し基幹教育を終えて認定試験を受けて合格すると、分野ごとに要求されるスキルを持った管理栄養士(または栄養士)として認定する。

(2) 特定分野管理栄養士と専門管理栄養士制度

基幹研修は汎用的な研修であるが、特定の分野にスキルを深めるために、現在、4つの分野において、特定分野管理栄養士の制度がある。特定保健指導の分野(特定保健指導担当管理栄養士)、静脈経腸栄養管理の分野(静脈経腸栄養(TNT-D)管理栄養士、在宅訪問栄養食事指導の分野(在宅訪問管理栄養士)、スポーツ栄養の分野(公認スポーツ栄養士)である。現在、食物アレルギーの分野についても検討を行っている。

さらに医療において特に高度な専門性を求められる領域に関して、所定の研修を受けて、試験に合格した者を専門管理栄養士として認定している。この制度は医学や栄養学の関連学会との連携や協力を得て当該学会と日本栄養士会の共同認定としている。現在、がん病態栄養専門管理栄養士、腎臓病病態栄養専門管理栄養士、糖尿病病態栄養専門管理栄養士、摂食嚥下リハビリテーション栄養専門管理栄養士が養成されている。

4. 管理栄養士教育に関する最近の動向

2012年に日本栄養学教育学会が設立され、管理栄養士教育の在り方に関する研究活動が本格化した。日本栄養改善学会より「管理栄養士養成課程におけるモデル・コアカリキュラム2015」が提案された。また同学会において本年度より厚生労働省の事業の一環として新たに管理栄養士・栄養士養成の「栄養学教育モデル・コアカリキュラム」の検討が開始された。

■文 献

- 1) 八鍬志郎, 栄養士制度の推移, 社団法人設立50周年記念誌, 社団法人日本栄養士会, 東京, 2009, p.26 - 43.
- 2) 厚生労働省, 第31回管理栄養士国家試験の結果について<http://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-10904750-Kenkoukyoku-Gantaisakukenkouzoushin-ka/0000163105.pdf> (最終閲覧日: 2017.10.1)
- 3) 厚生労働省, 管理栄養士養成施設定員数 <http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10900000-Kenkoukyoku/0000164778.pdf> (最終閲覧日: 2017.10.1)
- 4) 厚生労働省, 管理栄養士国家試験実施状況 <http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10900000-Kenkoukyoku/0000165702.pdf> (最終閲覧日: 2017.10.1)
- 5) 厚生労働省, 管理栄養士・栄養士養成施設カリキュラム等に関する検討会報告書について http://www1.mhlw.go.jp/shingi/s0102/s0205-1_11.html (最終閲覧日: 2017.10.1)
- 6) 寺本房子, (公社)日本栄養士会が提供するこれからの卒後教育～生涯学習から生涯教育へ～, 日本栄養士会雑誌 2014; 57 (4): 5-9.